

○ 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

附  
則

第二十条 精神病床を有する病院（新規則第四十三条の二に規定するものは除く。）については、当分の間、新規則第十九条第一項第二号並びに附則第九条第四号、第十一条第一項及び第十二条中、「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者と

第二十一条 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八条の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第三条の規定による改正前の平成五年改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものを有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、新規則第二十一条第一号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

第二十三条 法第二十一条第一項第一号及び同条第二項の規定による医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき事務員その他の従業者の員数の基準は、当分の間、新規則

現  
行

附  
則

第二十条 精神病床を有する病院（新規則第四十三条の二に規定するものは除く。）については、当分の間、新規則第十九条第一項第四号並びに附則第九条第四号、第十一条第一項及び第十二条中、「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者と

第二十一条 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八条の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第三条の規定による改正前の平成五年改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものを有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、新規則第二十一条第一項第一号及び同条第二項第一号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

第二十三条 法第二十一条第一項第一号の規定による医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準は、当分の間、新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。

間新規則第二十一条の一の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医師 一
- 二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すことに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。
- 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数

一 医師 一

- 二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すことに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。
- 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数